

第12370号 平成26年11月21日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則 ○熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定 める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(県政情報文書課)	1
告 示 ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定・・・・・・・・(森林保全課) ○三角港港湾施設の供用廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 3 3 3 3 16
公 告 ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・・・・・(商工振興金融課) ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・(建築課) ○指定採取源の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林整備課) ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・(建築課) ○道路位置指定の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 17 18 18
 ○第13回熊本県本人確認情報保護審議会の開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 19 19 19
○指定講習機関に関する規則第3条の規定による告示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20 20 21

規 則

熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第38号

熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成27年1月1日とする。

告 示

熊本県告示第1099号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第3 3条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。 平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 公衆の保健 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法ア 主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第1100号

次の港湾施設の供用を廃止するので、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、その概要を公示する。

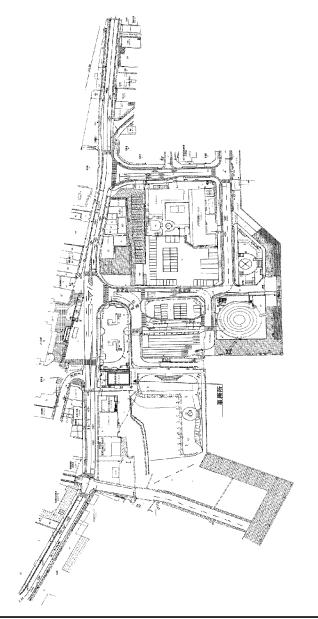
平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 港湾名 1
- 三角港 宇城市三角町三角浦1160-39番地 在 2 所
- 3 概 要

種類	数量及び能力
港湾管理施設	総床面積360.60平方メートル

4 位置図



熊本県告示第1101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社オリー	デイサービス	玉名市横島町横	平成26年	通所介護
ブ	オリーブ	島字上牟田58	11月12	
		番 6 4	日	

熊本県告示第1102号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防 サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示 する。 平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
合同会社オリーブ	デイサービス オリーブ	玉名市横島町横 島字上牟田 5 8 番 6 4	平成26年 11月12 日	介護予防通所 介護

熊本県告示第1103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。 その関係図面は、平成26年11月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路 保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備考
			(メートル)	
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字木場	156. 7	防安交
		584番3地先から		(改築)
		同所		
		632番5地先まで		

供用を開始する期日 平成26年11月21日

熊本県告示第1104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 阿房川-1 (527-2-001-1)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市倉岳町宮田、栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
 - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 (4)13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 阿房川-2 (527-2-001-2)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の所在地 (1)天草市倉岳町宮田、栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 阿房川 3 (527-2-001-3) 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市倉岳町宮田、栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- アミダ川-1 (528-1-015-1)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(4)

- 次の図のとおり 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) アミダ川-2 (528-1-015-2)
- 5
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 稚児崎川(528-1-016)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 弟々子川 (528-2-027)
 - 土砂災害警戒区域の所在地 (1)

天草市栖本町湯船原

土砂災害警戒区域の表示 (2)

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流

- (528-2-028)清水 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 9 清水2 (528-2-029)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 10 樋之口川(528-2-030)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 11 山下川 (528-2-031)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 12 江湖谷(528-2-032)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 13 前田谷(528-2-033)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

天草市栖本町古江

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

- 14 松葉川(528-2-034)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 阿保-1 (528-1-001-1)

- 1 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

熊

- 天草市栖本町古江、倉岳町宮田 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 阿保-2 (528-1-001-2) 1 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 猪子田 (A) -1 (528-1-002-1) 1 7
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 猪子田 (A) -2 (528-1-002-2) 1 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 猪子田(B)-1(528-1-003-1) 1 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 猪子田(B)-2(528-1-003-2)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

猪子田 (B) -3 (528-1-003-3)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

下平-1 (528-1-004-1) 2 2

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- $\overline{+} = 2 \quad (5 \ 2 \ 8 1 0 \ 0 \ 4 2)$ 2 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 下平-3 (528-1-004-3) 2 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。

- 2 5 下平-4(528-1-004-4)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 下平-5(528-1-004-5)

- 2 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 7 柱松-1 (528-1-005-1)

- (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 柱松-2 (528-1-005-2) 2 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 柱松-3(528-1-005-3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 2 9
 - (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 柱松-4 (528-1-005-4) 3 0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- + (B) -1 (5 2 8 -1 0 0 6 1) 3 1
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 中(B)-2(528-1-006-2)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 中(B)-3(528-1-006-3)

- 3 3
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 4 + (B) -4 (5 2 8 -1 - 0 0 6 -4)
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 中(B) -5 (528-1-006-5)

- 3 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- \oplus (B) -6 (5 2 8 -1 0 0 6 6) 3 6
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

+ (B) -7 (5 2 8 -1 - 0 0 6 - 7) 3 7

(4)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 久木山B-1 (528-1-007-1)

- 3 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 久木山 B -2 (5 2 8 -1 -0 0 7 -2) 3 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり

- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- はじケ平-1 (528-1-008-1) 4 0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) はじケ平-2 (528-1-008-2)

- 4 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 浜-1 (528-1-009-1) 4 2
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
 - 天草市栖本町湯船原 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
 - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
 - 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 浜-2 (528-1-009-2) 4 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 浜-3(528-1 009 3)4 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 4 5 浜-4 (528-1-009-4)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 本丸 (A) -1 (528-1-010-1) 4 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 本丸 (A) -2 (528-1-010-2)4 7
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 8 本丸 (A) -3 (528-1-010-3)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市栖本町湯船原

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本丸(C)-1(528-1-012-1)

- 4 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 0 本丸 (C) -2 (528-1-012-2)
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 湯船原下(528-1-013) 5 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 梅迫-1 (528-1-014-1)

- 5 2
- 土砂災害警戒区域の所在地 (1)

天草市栖本町湯船原

土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 梅迫-2 (528-1-014-2) 5 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市栖本町湯船原

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 八瀬 (528-1-015)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市栖本町湯船原

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 桶のロー1 (528-1-016-1) 5 5
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
 - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 樋の口-2 (528-1-016-2) 5 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 樋のロー3 (528-1-016-3)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市栖本町湯船原

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

- 樋の口-4 (528-1-016-4) 5 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市栖本町湯船原

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 59 樋の口-5 (528-1-016-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 清水 (528-1-017)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 清水2 (528-2-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 62 中村2-1 (528-2-016-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 中村2-2 (528-2-016-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 64 中村2-3 (528-2-016-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 中村1-1 (528-2-017-1) 6 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 中村1-2(528-2-017-2)

- 6 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 中村1-3 (528-2-017-3) 6 7 (1)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 東(528-2-018) 6 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- #手尾-1 (528-2-031-1) 6 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 井手尾-2 (528-2-031-2) 7.0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 井手尾-3 (528-2-031-3)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

 \oplus (A) -1 (5 2 8 -2 -0 3 2 -1) 7 2

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

-2 (5 2 8 - 2 - 0 3 2 - 2) 7 3 中 (A)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 久木山A-1(528-2-033-1)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 久木山A-2 (528-2-033-2) 7 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 平木場2 (528-2-034) 7 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 平木場 1-1 (528-2-035-1)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原

熊

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 平木場 1-2 (528-2-035-2) 7 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町湯船原
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 7 9 猪子田-1 (528-2-001 (人)-1)
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 猪子田-2 (528-2-001 (人)-2)

- 8 0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市栖本町古江
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1105号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定に より特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条 の8の規定により公示する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及事業所の名称及び住所び所在地	: 録年月日	登録年月日	サービスの 種類
株式会社優光 宇城市松橋町豊 福字下城119 8番2 株式会社優光 ホーム 優光 宇城市松橋町豊 福字下城119 8番2		平成26年1 1月13日	有料老人ホーム

公 告

熊本県公告第622号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届 出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 宇土 Piaショッピングセンター

宇土市北段原町73番地

- 変更する事項の概要
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変 更	王 後
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社				
株式会社宇土八日堂				
有限会社成和	午前9時30分	午後9時	午前9時	午後10時
株式会社ダイワ電化セン				
ター				
未定(B棟)	午前10時	午後8時	変更なし	変更なし
未定(C棟)	午前10時	午前0時	変更なし	変更なし

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変 更 後
第1駐車場	午前9時~午後9時30分	午前8時30分~午後10時30分
第2駐車場	午前9時~午前0時30分	変更なし
第3駐車場	午前9時~午後9時30分	変更なし

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

13 6 18 6 20 86 1-10 1	- 9 1/9 1/9	
荷さばき施設	変更前	変更後
荷さばき作業場(1)	午前6時~午後6時	24時間
荷さばき作業場 (2)	午前6時~午後6時	午前6時~午後10時
荷さばき作業場(3)	午前6時~午後6時	午前6時~午後10時

変更の年月日

平成26年11月13日

- 届出年月日
 - 平成26年11月5日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務部総務振興課

平成26年11月21日から平成27年3月21日まで

熊本県公告第623号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 - 人吉市東間上町字鍛冶屋敷 2 8 3 6 番 3、同 2 8 3 6 番 7、同 2 8 3 6 番 8、同 2 8 3 7 番 4、同 2 8 3 9 番 1、同 2 8 4 0 番 1、同 3 4 6 0 番、同 3 4 6 1 番、同 3 4 6 2 番 1、同 3 4 6 4 番 1、同 3 4 6 5 番 1、同 3 4 6 6 番 4 及び同 3 466番6
 - 10,662.13平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 株式会社九州ケーズデンキ

熊 本 県 公 告 第 6 2 4 号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定により指定採取源の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により次のとおり公 示する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指 定	指 定 年	指定採取源樹利	重 所 在 場 所	本 数 所有者
番号	月 日	の種別 間	重 所 在 場 所	及 び 面 積 の名称
熊本育	昭和46年	育種母樹林 スキ	上益城郡山都町	10,000本 熊本県
4 5-2	3月9日		島木字間の谷	3. 2ヘクタール
			1 9 7 8	

熊本県公告第625号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 (一工区)

菊池郡大津町大字室字北出口1393番1の一部、同字桜山1511番4、 松 1 7 1 3 番、同字三郎松 1 7 1 4 番 2、同字三郎松 1 7 1 5 番、同字三郎松 1 7 2 0 番 1、同字三郎松 1 7 2 3 番 1、同字三郎松 1 7 2 4 番 及び 里道の一部

5,639.97平方メートル(全体面積 16,352.24平方メートル)

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 菊池郡大津町大字室1707番地

社会福祉法人 光進会

熊本県公告第626号

一建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により次のとおり行った昭和58年9月20日熊本県公告第1074号の道路位置の指定は平成26年1 1月7日に廃止したので公告する。

平成26年11月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 玉名郡岱明町下前原337番地の3
- 築造者の氏名 2 長尾国一
- 道路の位置 玉名郡岱明町大字下前原字中948番4 3
- 4 道路の幅員 4. 00メートル
- 5 道路の延長 34.00メートル
- 昭和58年9月6日 指定年月日
- 指定番号 熊本県指令玉土第19-7号

登載依頼

熊 本 県 本 人 確 認 情 報 保 護 審 議 会 公 告 第 1 号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成26年11月21日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 開催日時 1
 - 平成26年12月26日(金)午前10時から正午まで
- 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室

- 議題 (予定)
 - (1) 県が本人確認情報を利用する事務の追加について
 - (2)本人確認情報保護対策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
 - 10人
- 傍聴手続 5
 - 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏 (1)

名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。 (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 非公開の議題
 - 会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 問合せ先

熊本県本人確認情報保護審議会事務局(熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課) 096 - 333 - 2105

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度第1回熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成26年11月21日

熊本県保健医療推進協議会長

- 開催日時 1
 - 平成26年11月26日(水) 午後3時30分から(1時間30分程度)
- - 水前 寺 共 済 会 館 (熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 1 丁 目 3 3 1 8)
- - (1) 第6次熊本県保健医療計画の取組状況等について
- (2) その他 傍聴者の定員
 - 10人
- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県保健医療推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部健康福祉政策課内)

(電話096-333-2193)

熊本県森林審議会公告第1号

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。 平成26年11月21日

熊本県森林審議会 会長 柳詰 正治

開催日時

平成26年11月28日(金)

午後2時30分から

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁 本館5階「審議会室」

- 議題
 - (1) 白川・菊池川地域森林計画(案) について
 - (2) 地域森林計画変更計画(案) について
- 傍聴者の定員
 - 10人
- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県森林審議会事務局(熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班)

(096-333-2438)

熊本県社会福祉審議会公告第3号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催 する。

平成26年11月21日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会部会長 小川全夫

- 開催日時 1
 - 平成26年12月3日(水) 午後2時から午後4時30分まで
- 開催場所

熊本県熊本市中央区千葉城町3-31 KKRホテル熊本 2 階 ローズルーム

- 議題等 (予定) 3
- (1)議題

次期(第6期)熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(素案)について

(2) その他

傍聴者の定員

20人

- 傍聴手続
- (1)会議の傍聴の受付は、午後1時30分から午後2時まで会議の会場前において行い、 部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (2)傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超
 - える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部長寿社会局高 齢者支援課総務企画班) (電話:096-333-2215)

能交規公告第571号 特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本 県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の 規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月21日

熊本県警察本部長 中 勝 田 也

- 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 交通流監視テレビシステム装置の保守を含む賃貸借 一式 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 1

熊本県警察本部交通部交通規制課

- 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 3 平成26年9月24日
- 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号 日立キャピタル株式会社九州法人支店
- 落札金額又は随意契約に係る契約金額 5
- 127,565,280円 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札

特例政令第6条に規定する公告又は特例政令第7条の規定による公示を行った日 7 平成26年8月12日

熊本県公安委員会告示第16号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次のよ うに指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定により告示する。

平成26年11月21日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

	2127	<i>/</i> /	X H 1 E L
名称、住所及び	特定講習の業務を行う事	特定講習の種別	指定を行った
代表者の氏名	務所の名称及び所在地	10 元 時 日 27 生 27	年月日
株式会社中央自動	中央自動車学校	取消処分者講習	平成26年12月1日
車学校	熊本市中央区坪井六丁目10		
熊本市中央区坪井	番 1 号		
六丁目10番1号			
松任 登			

誤 正

平成24年12月25日熊本県条例第83号(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設 備及び運営の基準等に関する条例)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

	ページ	行	正	誤
ſ	3 5 8	1 9	、細心の	細心の

平成16年12月24日熊本県条例第67号(熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 0	6 3	個人情報取扱事務受託者等	個人情報取扱事務受託者
1 1	1 3	法定代理人	未成年者又は成年被後見人の
			法定代理人
1 1	2 1	識別することはできないが、	識別することができないが、
1 3	7	この限りでない	この限りではない
1 3	2 5	「(開示請求者」を	「(開示請求者」を、